

質問	回答
<p>他の団体等が主催するソフトボール大会や、事業所が行うクラブ活動や研修旅行等(以下、「行事等」という。)は、サービス提供となり、給付費を算定出来るのか。</p>	<p>行事等がサービス提供として給付費の算定対象となるためには、次の(1)から(4)までの要件を全て満たしている必要がある。</p> <p>(1) 事業者自身が、当該行事等を、指定を受けている障害福祉サービスのサービス提供の一環と位置付け、説明し、実施するものであること。</p> <p>(2) 当該行事等の必要性を検討の上、個別支援計画に具体的に記載されていること。 特に、事業所外で行う行事等の場合は、当該行事等の日程表や具体的な支援計画等を作成するなど事故等の防止対策として、十分な支援体制を確保すること。</p> <p>(3) 運営規程に記載のある営業日及び営業時間(以下、「営業日等」という。)に行われ、当該行事等への参加を希望しない利用者に対しては、事業所内で通常のサービス提供が行われること。 ただし、事業所の行事計画や個別支援計画に当該行事の日程が記載されている場合は、営業日等以外であってもサービス提供は可能であり、その場合、当該行事等への参加を希望しない利用者に対して、事業所内でのサービス提供は要しない。 なお、営業日等に、サービス提供として行事等のみを行い、通常サービスを提供しない(事業所を開所しない)場合は、結果的に利用者全員に「一律に提供される教養娯楽」になることに留意すること。</p> <p>(4) 事業所内のサービス提供及び事業所外で行う行事等の双方で、サービス毎に報酬算定上必要とされる職員配置をすることはもちろんのこと、特に事業所外で行う行事等については、事故のないよう必要十分な職員配置をすること。 なお、事業所外で行う行事等の場合は、その全ての時間がサービス提供時間になるので、サービス提供にあたる職員が飲酒や遊興などにより適切な支援が行えないことがないよう留意すること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労系サービスには、「余暇活動」や「レクリエーション」という支援はなく、あくまで就労系サービスの一環としての支援として位置付ける必要があります。</li> <li>○ 生活介護には、「余暇活動」という支援はなく、機能訓練の一環としての「レクリエーション」や行事等を行うこととなります。</li> <li>○ 「余暇活動」の支援は、共同生活援助で行う支援となっています。</li> <li>○ 療養介護及び施設入所支援においては、適宜レクリエーション行事を行うよう努めなければならないとされています。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【注意】</p> <p>指定を受けている障害福祉サービスと関連性の薄い行事等については、サービス提供としては不適切であり、給付費算定の対象とはなりません。 例えば、就労系サービスにおいて、「息抜き」や「気分転換」を目的とした場合は、就労支援と関連性の薄い行事等となるので、サービス提供としては不適切であることを厚生労働省に確認しています。</p> </div>
<p>指定を受けている障害福祉サービスのサービスのサービス提供の一環として行われる行事等の費用について</p>	<p>利用者の希望によって、行事等を提供する場合は、一般的には「その他の日常生活費」の対象となる「教養娯楽費(教養娯楽等として日常生活に必要なもの)」となる。 当該行事に係る費用については、個々の利用者毎にその効果が帰属する場合は、当該費用の実費相当額の範囲内で、個々の利用者毎に徴収が可能である。 その場合、あくまで通常サービスとは別に教養娯楽(行事等)が提供される必要があり、当該行事等を希望しない利用者については、通常のサービスを提供する必要がある。もし、通常サービスを提供しないのであれば、結果的に利用者全員に「一律に提供される教養娯楽」になるので、当該費用の徴収は認められない。 なお、当該費用を利用者から徴収する場合、次のことを行う必要がある。</p> <p>(1) 費用徴収の対象となる具体的便宜及びその額を運営規程に定めること。ただし、「額」については、その都度変動する性質のものである場合は、「実費」という記載も可能である。</p> <p>(2) 利用者から徴収可能な金額は、実費相当額の範囲内であるので、積算根拠を明確にし、適切な額を定めること。</p> <p>(3) 金額について、「実費」とした場合、個々の利用者毎に必ず精算行為を行うこと。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【具体例】</p> <p>〔クラブ活動として卓球を行っている。〕</p> <p>〈参加を希望しない利用者には、通常サービスを提供している場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 徴収可能～利用者個人の所有となる用品代(ユニフォーム、ラケット等)、会場への交通費等</li> <li>○ 徴収不可～事業所が用意する卓球台、クラブ共用の用品の購入費</li> </ul> <p>〈参加を希望しない利用者には、サービス提供しない(事業所を開所しない)場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 徴収可能～利用者個人の所有となる用品代等(ユニフォーム、ラケット等)</li> <li>○ 徴収不可～事業所が用意する卓球台、クラブ共用の用品の購入費、会場への交通費等</li> </ul> <p>※ 実質的に全ての利用者に対して、一律に提供される教養娯楽になるので、徴収可能範囲が狭くなる。</p> </div>